

## 「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る運営に関する規則に関する細則」(案)の制定

平成 21 年 6 月 12 日

新	旧
<p><u>「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る運営に関する規則に関する細則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この細則は、「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に係る業務運営に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(社内規則に定める事項)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項に規定する社内規則に定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>( 1 )規則第 3 条第 2 項に規定する自己取引審査担当者が規則第 2 条第 2 項の自己取引を行う場合の手続き</p> <p>( 2 )規則第 6 条に規定する申請書の様式(申請日、取扱証券会社名及び取引口座名、銘柄、数量、売買の別を含むもの)、手続きの方法、承認の有効期限</p> <p>( 3 )規則第 7 条に規定する審査事項</p> <p>( 4 )規則第 8 条に規定する報告に係る手続き</p> <p>( 5 )その他、業務及び社内体制等の状況に即した必要事項</p> <p>(累積投資契約の申請及び承認)</p> <p>第 3 条 規則第 6 条に規定する株式等の累積投資契約に基づく取得における申請及び承認は、<b>累積投資契約の申込時及び契約内容の変更時(投資額又は銘柄の変更、買付けの休止又は再開等)</b>に行うこととする。</p> <p>(事後報告が不要な場合)</p> <p>第 4 条 規則第 8 条第 1 項に規定する報告が不要な場合は、株式等の累積投資契約に基づき取得する場合とする。</p> <p>附則</p> <p>1. この細則は、平成 21 年 月 日より実施する。ただし、第 2 条及び第 3 条の規定は、当該実施日から 3 ヶ月経過する日から適用する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
2. 前記1のただし書きは、3ヶ月経過するまでの間に改正規定を適用することを妨げない。	